

令和7年4月25日

関係者各位

株式会社 タガヤス
保全管理人 弁護士 山 本 幸 治

保全管理人就任のご挨拶

株式会社タガヤス（以下「当社」といいます。）は、令和7年4月25日、大阪地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日付けで裁判所から発令された保全管理命令により、当職が保全管理人に選任されました。今後は、当職が保全管理人として、当社の事業経営および財産の管理処分に関する一切の権限を有することになりますので、まずその旨ご報告いたします。

保全管理命令の発令とともに保全処分命令の発令によって、令和7年4月24日までの原因に基づき発生した債務の弁済は法律上禁止され、また、同時に発令された強制執行にかかる包括的禁止命令により、当社に対する強制執行等に着手することは禁止され、既に着手済みの強制執行等の手続は全て中止することとなりますので、あわせてご報告いたします。

今後につきましては、大阪地方裁判所の監督の下、保全管理命令と同時に発令された調査命令によって調査委員に選任された稲田正毅弁護士による調査に協力しながら、事業支援者（スポンサー）の募集手続を開始し、従業員とともに当社の早期の事業再建に向けて最大限の努力を図ってまいります。なお、今後の事業につきましては、従来と変わらず継続いたしますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

債権者の皆様をはじめとする関係者の皆様方に対しましては、多大なご迷惑をおかけすることとなりますが、当社の事業価値を維持し再生を図ることによって、債権者の皆様に対する弁済率を向上させるべく、全社一丸となって邁進する所存でございます。

何卒、本更生手続へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上